

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第12号

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第10条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。